令和２年５月１日
※随時、更新していきます。

特別定額給付金　よくある質問

Ｑ１　郵送申請方式の申請書の送付までに、なぜ６月上旬までかかるのか。

申請書の送付までには、作業を委託する専門業者の決定のための契約手続き、給付対象である約７５万世帯分の住民基本台帳のデータ処理、申請書の作成・印刷、送付及び返信用封筒の作成・印刷、封入・封緘作業などの業務を実施する必要があり、これらの準備のため一定の期間が必要になりますので、ご理解とご協力をお願いします。

Ｑ２　川崎市では申請書をホームページからダウンロードして、申請する方法は採らないのか。

郵送申請につきましては、簡素な仕組みで迅速かつ的確に給付する必要があることから、各世帯における給付対象者全員の氏名等があらかじめ印字された申請書により、申請していただくことになります。

川崎市においては、申請書のＰＤＦファイル等をダウンロードする仕組みは想定しておりませんので、ご了承ください。

Ｑ３　いずれの市区町村にも住民登録されていないが、どうすればよいか。

いわゆるネットカフェ難民やホームレスと言われる方々など、川崎市に住民記録がない方につきましては、生活自立・仕事相談センター（だいＪＯＢセンター）等の支援により、住民登録をしていただくことで、給付金を受け取ることが可能です。

Ｑ４　外国人労働者や留学生で住民登録がない場合は、どうすればよいか。

外国人労働者や留学生で住民登録がない方につきましては、法務局が情報を所有していることから、国が調整し、給付の対象とする方向で検討中です。詳細が判明次第、お知らせします。

Ｑ５　無戸籍者は、給付金はもらえないのか。

住民基本台帳に記録されていない方で、ご自身またはその未成年のお子さん等が無戸籍である方についても、給付金の対象となります。後日、相談窓口についてご案内しますので、今しばらくお待ちください。